

証券コード 1436  
平成28年 8月15日

株 主 各 位

徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23  
株 式 会 社 フ ィ ッ ト  
代表取締役社長 鈴 江 崇 文

### 第 8 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年8月29日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年8月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区神南一丁目12番13号  
渋谷シダックスビレッジ7階（シダックスEホール）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 剰余金の配当の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fit-group.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果のご報告に先立ちまして、平成28年6月13日付「第8回定時株主総会の延期に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当事業年度において監査法人から、期末監査の過程におきまして、エネルギー事業の平成28年4月以降に計上すべき売上取引の一部が平成28年3月に計上されている可能性がある等の当社における売上計上時期に関する会計処理について疑義が生じたため、かかる会計処理の前提となる事実の調査が必要であるとのご指摘をいただきました。また、監査法人から第三者調査委員会を設置して事実の調査にあたることを望ましいとの要請をいただきました。

当社としましても、計上時期に関する事実関係等の調査にあたり客観性を保つためには第三者調査委員会の設置が望ましいと判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し、平成28年5月17日より調査を開始いたしました。そのため、平成28年6月末日までに開催を予定していた定時株主総会の招集通知の発送期限までに当事業年度の計算書類の修正を確定することができず、修正部分を反映させた監査報告書が未了となり、同定時株主総会の開催を延期することとなりました。

株主の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

当社は本事案を真摯に受け止め、今後、二度とこのような事態を起こすことのないよう、全社一丸となって再発防止策を着実に推進し、万全を期す所存でありますので、何卒、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、堅調な企業収益を背景として、雇用や所得環境の改善が見られるなど、緩やかな回復傾向が続きました。当社が属する住宅業界におきましては、フラット35Sの金利優遇幅の拡大、住宅取得資金贈与の非課税枠の拡大、省エネ住宅ポイント制度等、政府の住宅取得支援策に下支えされるなか、本格的な回復に至っていないものの、回復の兆しが見られました。しかしながら、公共投資の伸び悩みや新興国の経済動向、欧州の債務問題など、我が国経済の景気を下押しするリスクに留意が必要な状況となっております。

また、エナジー事業におきましては、前事業年度に発生しました電力会社による再生可能エネルギー発電設備の接続申し込みに対する回答保留や接続検討の期間が長引く等の影響は解消されており、順調に業績は拡大しました。

このような状況下におきまして、当社は「第2の住宅産業を創る」をテーマに業容の拡大に努め、引き続き関東エリアでの事業拡大を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,366,007千円(前事業年度比4.7%増)、営業利益1,084,746千円(前事業年度比1.7%減)、経常利益1,052,460千円(前事業年度比3.6%減)、当期純利益643,360千円(前事業年度比9.9%減)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

##### イ. 住宅事業

住宅事業におきましては、主力商品である規格住宅「IETERRACE (イエテラス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL (フィットセル)」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House (ソーラーリッチハウス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich (フィットセルソラリッチ)」を四国エリア中心に販売してまいりました。また、「IETERRACE (イエテラス)」や「FIT CELL (フィットセル)」につきましても、余剰電力の買取制度に適応した太陽光発電設備を、お客様のご要望に応え標準搭載としております。

住宅事業では販売棟数は142棟となりました。

以上の結果、住宅事業の売上高は2,321,857千円(前年同期比10.4%減)となり、セグメント利益は194,129千円(前年同期比52.4%減)となりました。

ロ. エナジー事業

平成24年7月より始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電を中心とした発電事業者が急増し、再生可能エネルギーへの関心は高い状況が続いてまいりました。このような状況の中、当社は平成24年10月よりコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の販売事業を開始しました。当事業年度中に再生可能エネルギー発電設備の接続申し込みに対し、複数の電力会社で回答保留が生じているほか、その他の電力会社においても接続検討の期間が長引く等の影響は解消されており、前事業年度に引き続き、当事業年度におきましても順調に業績は拡大しました。

エナジー事業では販売数は198.96区画となりました。

以上の結果、エナジー事業の売上高は4,737,145千円（前年同期比10.8%増）となり、セグメント利益は1,151,985千円（前年同期比15.5%増）となりました。

ハ. その他

その他の事業については、引き続き不動産賃貸管理業務及びサブリース業務の積極的な展開を行い、取扱い数を増加させてまいりました。

以上の結果、その他の事業の売上高は307,004千円（前年同期比82.3%増）となり、セグメント利益は38,896千円（前年同期比707.4%増）となりました。

事業別売上高

| 事業区分   | 第7期<br>(平成27年3月期)<br>(前事業年度) |       | 第8期<br>(平成28年3月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比増減   |        |
|--------|------------------------------|-------|------------------------------|-------|------------|--------|
|        | 金額                           | 構成比   | 金額                           | 構成比   | 金額         | 増減率    |
| 住宅事業   | 2,590,861千円                  | 36.8% | 2,321,857千円                  | 31.5% | △269,004千円 | △10.4% |
| エナジー事業 | 4,274,141                    | 60.8  | 4,737,145                    | 64.3  | 463,004    | 10.8   |
| その他    | 168,368                      | 2.4   | 307,004                      | 4.2   | 138,636    | 82.3   |
| 合計     | 7,033,371                    | 100.0 | 7,366,007                    | 100.0 | 332,635    | 4.7    |

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は132,819千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

徳島本社の土地及び建物の取得

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

メガソーラー発電所の新設

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社は所要資金として、金融機関より長期借入金として710,000千円の調達を行いました。

また、総額1,860,516千円の株式の発行を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 5 期<br>(平成25年3月期) | 第 6 期<br>(平成26年3月期) | 第 7 期<br>(平成27年3月期) | 第 8 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年3月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 2,190,700           | 5,135,191           | 7,033,371           | 7,366,007                      |
| 経 常 利 益 (千円)   | 123,152             | 625,017             | 1,091,266           | 1,052,460                      |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 74,600              | 373,423             | 714,127             | 643,360                        |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 124,334.85          | 143.53              | 223.16              | 197.27                         |
| 総 資 産 (千円)     | 1,445,043           | 2,718,614           | 4,151,904           | 6,820,109                      |
| 純 資 産 (千円)     | 70,123              | 478,784             | 1,192,912           | 3,696,004                      |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 116,872.18          | 149.62              | 372.79              | 865.57                         |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、平成26年1月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 対処すべき課題

当社は、平成28年6月25日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社における売上の計上時期に関する事実関係等の調査及び会計処理の適正性についての検討を行うことを目的として第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会から同年6月24日付で調査の結果判明した事実関係及びその問題点の報告並びに再発防止のための提言を目的とする調査報告書（以下「本報告書」といいます。）を受領いたしました。

その後、本報告書における指摘事項及び提言を勘案し、再発防止策の検討を重ね、当社が実施する再発防止策の内容について検討いたしました。今後、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス意識の向上、内部管理体制及び業務体制の見直し等の再発防止策を着実に推進し、全社一丸となり、信頼の回復に努めてまいります。

この目標を達成するとともに、事業基盤の確立のため、以下のような取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めてまいります。

#### ① コーポレートガバナンスの強化

監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置することで、コーポレートガバナンスを強化する方針であります。

#### ② コンプライアンス意識の向上

役職員に対し、会計に関するコンプライアンス意識だけでなく全般的なコンプライアンス意識の向上を図る必要があることを認識しております。具体的には、外部の研修機関を利用した研修を実施する等の方法により、コンプライアンス意識の強化・向上を図る方針であります。

#### ③ 内部管理体制の強化

当社は、平成28年3月末現在、取締役4名、従業員66名と規模が比較的小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっており、内部監査室も他部門の従業員が兼務しておりました。今後も事業規模の拡大を図っていく計画であるため、内部監査室は専任スタッフを採用し、個人情報管理体制の強化、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、予算統制を含めた経営管理体制の強化を図ってまいります。

④ 優秀な人材の採用及び育成

当社は近年急速な事業拡大をしておりますが、今後も同業他社との競争に負けないサービスの提供を行い、企業規模の拡大を目指すためには、優秀な人材の獲得と同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるような教育研修体制の整備及びマネジメント体制の構築を図ることが重要と考えております。

⑤ 事業基盤の確立

当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴いコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の販売事業を開始し、また太陽光発電設備を搭載し、売電収入で住宅ローンの大幅返済を目指す「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」を開発・販売する等により事業規模を拡大してまいりましたが、今後も既存事業から安定的な収益を確保しつつ、新規事業や新規商品の開発に投資していくことで事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。そのために、競争力確保のためにコスト削減を継続的に図りながら、より質の高い商品を作り、お客様に還元すること、新しい情報や知識の確保だけでなく、販売先、資材調達先や工事協力業者など新規の取引先を増やしていく等の社外との協力体制の強化・構築にも今後も取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容 (平成28年 3月31日現在)

| 事業区分    | 事業内容                                                                                                                                                              |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅事業    | コンパクトな規格住宅「IETERRACE (イエテラス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL (フィットセル)」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House (ソーラーリッチハウス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich (フィットセルソーリッチ)」の販売を行っております。 |
| エネルギー事業 | 主に個人向け(投資家や会社員等)の投資商品として「コンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)」の販売を行っております。また、自社においてもメガソーラー(大型太陽光発電施設)やコンパクトソーラー発電所を保有しております。                                                   |

(5) 主要な事業所等 (平成28年 3月31日現在)

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 徳島本社 | 徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23     |
| 東京本社 | 東京都渋谷区渋谷一丁目8番1号 第3西青山ビル7階 |
| 関西支社 | 兵庫県神戸市中央区江戸町95番地 井門神戸ビル3階 |

(6) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

| 事業区分    | 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|---------|------|-----------|
| 住宅事業    | 40名  | 4名増       |
| エネルギー事業 | 15名  | 3名増       |
| その他     | 2名   | 1名減       |
| 全社（共通）  | 9名   | 2名減       |
| 合計      | 66名  | 4名増       |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 使用人数は、臨時雇用者（パート及び嘱託社員、人材会社からの派遣社員の期中平均雇用人員 30名）は含んでおりません、
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(7) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社阿波銀行     | 395,716千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 270,190千円 |
| 株式会社伊予銀行     | 244,995千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 170,025千円 |

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

- ① 株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成28年3月11日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。
- ② 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備について  
財務報告に係る内部統制に関しまして、その重要性を認識し取り組んでまいりましたが、販売プロセスの一部について、開示すべき不備がありました。これは当社のコンパクトソーラー発電所の売上計上に関しまして、一般に公正妥当と認められる会計基準と照らして適正性を欠く取引が判明したことによるものです。  
当社としましては、再発防止策を着実に推進し、内部統制の改善に努め、内部統制の有効性を確保してまいり所存です。  
なお、計算書類については、必要な修正を反映しております。

## 2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,270,000株
- (3) 株主数 2,610名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 株式会社エフピーライフ                                                          | 2,400千株 | 56.2%   |
| 鈴 江 崇 文                                                              | 640千株   | 14.9%   |
| 尾 崎 昌 宏                                                              | 160千株   | 3.7%    |
| 株式会社SBI証券                                                            | 85千株    | 2.0%    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>JPRD AC ISG (FE-AC)<br>常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 50千株    | 1.1%    |
| 楽天証券株式会社                                                             | 43千株    | 1.0%    |
| 日本証券金融株式会社                                                           | 37千株    | 0.8%    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社（信託口）                                        | 36千株    | 0.8%    |
| マネックス証券株式会社                                                          | 26千株    | 0.6%    |
| 松井証券株式会社                                                             | 22千株    | 0.5%    |

(注) 自己株式は所有していません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株を200株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は3,184,000株増加し、3,200,000株となっております。

また、平成28年3月10日を払込期日とする公募増資による新株発行により、発行済株式の総数は、1,070,000株増加し、4,270,000株となっております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        | 第1回新株予約権                              | 第2回新株予約権                                  | 第4回新株予約権                                        |                                        |
|------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成26年3月23日                            | 平成26年3月23日                                | 平成27年11月23日                                     |                                        |
| 新株予約権の数                | 40個                                   | 108個                                      | 27個                                             |                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき200株)       | 普通株式 21,600株<br>(新株予約権1個につき200株)          | 普通株式 5,400株<br>(新株予約権1個につき200株)                 |                                        |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             |                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>60,600円<br>(1株当たり 303円) | 新株予約権1個当たり<br>60,600円<br>(1株当たり 303円)     | 新株予約権1個当たり<br>116,000円<br>(1株当たり 580円)          |                                        |
| 権利行使期間                 | 平成28年4月22日から<br>平成36年3月22日まで          | 平成28年4月22日から<br>平成36年3月22日まで              | 平成29年11月25日から<br>平成37年11月22日まで                  |                                        |
| 行使の条件                  | (注) 2                                 | (注) 2                                     | (注) 2                                           |                                        |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く)                     | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 4個<br>目的となる株式数 800株<br>保有者数 1名<br>(注) 3 | 新株予約権の数 4個<br>目的となる株式数 800株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役                                 | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 1名 | —                                               | —                                      |

(注) 1. 監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりであります。

- ① 権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- ② 当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
- ③ 相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

3. 取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |           | 第 4 回 新 株 予 約 権                |                      |
|------------------------|-----------|--------------------------------|----------------------|
| 発 行 決 議 日              |           | 平成27年11月23日                    |                      |
| 新 株 予 約 権 の 数          |           | 27個                            |                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |           | 普通株式<br>(新株予約権 1 個につき          | 5,400株<br>200株)      |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない            |                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |           | 新株予約権 1 個当たり<br>(1 株当たり        | 116,000円<br>580円)    |
| 権 利 行 使 期 間            |           | 平成29年11月25日から<br>平成37年11月22日まで |                      |
| 行 使 の 条 件              |           | (注) 1                          |                      |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当 社 使 用 人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数    | 23個<br>4,600株<br>15名 |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりであります。

- ① 権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
  - ② 当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
  - ③ 相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
  - ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。
2. 平成28年3月31日現在において交付時より新株予約権の個数が1個減少しており、減少の理由は退職によるものであります。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                 |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 鈴 江 崇 文 |                                                                              |
| 取 締 役     | 尾 崎 昌 宏 | 管理本部長<br>尾崎公認会計士事務所代表                                                        |
| 取 締 役     | 佐 伯 卓 彦 | 資産形成事業部部長                                                                    |
| 取 締 役     | 川 崎 和 久 | 株式会社FTC・コンサルティング<br>代表取締役<br>株式会社三洋堂ホールディング<br>ス顧問                           |
| 常 勤 監 査 役 | 石 井 達 久 |                                                                              |
| 監 査 役     | 二 瓶 直 和 | 二瓶公認会計士事務所代表                                                                 |
| 監 査 役     | 川 人 洋 一 | 株式会社マネジメントスタッフ<br>代表取締役<br>税理士法人アクセス 川人税理<br>士事務所代表社員<br>有限会社エムエスサービス取締<br>役 |

- (注) 1. 取締役川崎和久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石井達久氏、二瓶直和氏及び川人洋一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役二瓶直和氏及び川人洋一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役二瓶直和氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・監査役川人洋一氏は、税理士の資格を有しております。
4. 平成27年11月23日開催の臨時株主総会において、佐伯卓彦氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額            |
|--------------------|-----------|----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1) | 79,246千円<br>(12,000) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3) | 10,440千円<br>(10,440) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7名<br>(4) | 89,686千円<br>(22,440) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年1月31日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年1月31日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役川崎和久氏は、株式会社FTC・コンサルティングの代表取締役及び株式会社三洋堂ホールディングスの顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役二瓶直和氏は、二瓶公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役川人洋一氏は、株式会社マネジメントスタッフ、税理士法人アクセス 川人税理士事務所の各代表及び有限会社エムエスサービスの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                  |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 川崎和久 | 当事業年度に開催された取締役会28回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。               |
| 監査役 石井達久 | 当事業年度に開催された取締役会28回のうち全てに、監査役会15回のうち全てに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。              |
| 監査役 二瓶直和 | 当事業年度に開催された取締役会28回のうち全てに、監査役会15回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 川人洋一 | 当事業年度に開催された取締役会28回のうち全てに、監査役会15回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。   |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 72,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 74,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、訂正四半期財務諸表に係る監査報酬の額を含んでおります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (注) 平成28年8月30日開催予定の第8回定時株主総会でご承認いただき、当社が監査等委員会設置会社に移行しました際には、監査等委員会が改めて本方針を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は下記のとおり平成26年9月30日開催の取締役会にて内部統制システムの構築の基本方針を決定し決議しております。このもとで取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作り努めております。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報は、法令及び文書管理規程、その他社内規程に基づき保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
- ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及びその他社内規程を制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。
- ② リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対応する管理体制を構築する。
- ③ 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ② 稟議規程に基づき業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- ③ 取締役会及び経営会議を月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

### (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を制定・運用するとともに、リスク管理委員会によるコンプライアンス体制の維持・向上を図る。
- ② 内部監査を実施し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

- ③ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - ④ 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理本部と定め、その対応に係る反社会的勢力対策に関する規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整える。
- (5) **当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき関係会社管理を行う。
  - ② 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - ③ 内部監査担当部門は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告する。
  - ④ 当社で定めるコンプライアンス規程を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、その職務の執行を補助する人員を配置する。
- (7) **当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役より監査役補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
  - ② 当該人員の人事異動、評価等については、監査役会の意見を尊重する。
- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 各監査役は、原則として取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議等重要な会議体にも出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - ② 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・

手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告する。

- ③ 監査役はいつでも、経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、取締役及び使用人に報告を求めることができる。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会は法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- ② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
- ④ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

**(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

取締役会は4名（うち社外取締役1名）で構成されており、原則として月1回定例で取締役会を開催し、取締役4名の審議により審議事項を各取締役から説明し決議する体制をとっております。また、緊急の取締役会決議を要する重要事項については、臨時取締役会を招集し、個別審議により決議することとしております。

② 監査役会

当社は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は、取締役会への出席のうえ、取締役の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役の職務の執行を監査しております。社外監査役は、公認会計士、税理士等であり、それぞれ職業専門家の観点より経営監視を実施していただくこととしております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役

員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使の他、常勤監査役は、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、監査役会の開催状況は、原則として月1回となっております。

また、経営企画室（内部監査部門）及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

### ③ 経営会議

経営会議は、原則として月1回開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項とされていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項についての決議を行う会議体となっております。

また、取締役会の諮問機関として、業務報告等及び会社経営全般にわたる重要な執行方針を協議する機関でもあります。

経営会議を構成するのは取締役4名及び執行役員2名となっております。

### ④ 内部監査

当社の代表取締役直轄で設置しております経営企画室（人員1名）では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査しております。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告しております。また、経営企画室は監査役及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

### ⑤ 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、平成28年3月期において業務を執行した公認会計士は、井上隆司氏、勢志元氏の2名であり、当該会計監査業務に係る補助者は6名（公認会計士2名、会計士試験合格者3名、その他1名）であります。

上記の他に顧問契約を締結している顧問弁護士よりコーポレートガバナンス体制に関して助言を適宜受けております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率（2.株式の状況（4）大株主の持株比率を除く）については、表示単位未満の端数がある場合には、これを四捨五入しております。

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,868,942</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,867,381</b> |
| 現金及び預金          | 2,844,376        | 買掛金            | 669,576          |
| 売掛金             | 512,524          | 1年内返済予定の長期借入金  | 182,076          |
| 販売用不動産          | 823,592          | 未払金            | 166,890          |
| 製品              | 490,250          | 未払費用           | 64,696           |
| 仕掛品             | 688,711          | 未払法人税等         | 197,397          |
| 材料貯蔵品           | 308,685          | 前受金            | 478,587          |
| 前渡金             | 47,334           | 預り金            | 55,541           |
| 前払費用            | 53,574           | 賞与引当金          | 28,092           |
| 繰延税金資産          | 25,565           | 完成工事補償引当金      | 24,655           |
| 1年内回収予定の長期貸付金   | 2,380            | <b>固定負債</b>    | <b>1,256,722</b> |
| その他             | 71,947           | 社債             | 10,000           |
| <b>固定資産</b>     | <b>951,166</b>   | 長期借入金          | 898,850          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>790,349</b>   | 繰延税金負債         | 12,288           |
| 建物              | 33,012           | 資産除去債務         | 54,114           |
| 構築物             | 19,109           | その他            | 191,469          |
| 機械及び装置          | 470,190          | <b>負債合計</b>    | <b>3,124,104</b> |
| 車両運搬具           | 3,213            | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 工具、器具及び備品       | 4,539            | <b>株主資本</b>    | <b>3,696,788</b> |
| 土地              | 231,861          | 資本金            | 977,877          |
| 建設仮勘定           | 28,422           | 資本剰余金          | 947,877          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>7,587</b>     | 資本準備金          | 947,877          |
| ソフトウェア          | 5,837            | <b>利益剰余金</b>   | <b>1,771,034</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 1,750            | その他利益剰余金       | 1,771,034        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>153,230</b>   | 特別償却準備金        | 1,580            |
| 長期貸付金           | 10,868           | 繰越利益剰余金        | 1,769,454        |
| 破産更生債権等         | 4,950            | 評価・換算差額等       | △783             |
| 長期前払費用          | 26,966           | 繰延ヘッジ損益        | △783             |
| その他             | 117,032          | <b>純資産合計</b>   | <b>3,696,004</b> |
| 貸倒引当金           | △6,587           | <b>負債純資産合計</b> | <b>6,820,109</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,820,109</b> |                |                  |

## 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 7,366,007 |
| 売上原価         |         | 5,260,274 |
| 売上総利益        |         | 2,105,732 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,020,985 |
| 営業利益         |         | 1,084,746 |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 727     |           |
| 貸倒引当金戻入額     | 2,249   |           |
| その他          | 4,054   | 7,031     |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 15,708  |           |
| 社債利息         | 1,048   |           |
| 株式交付費        | 12,532  |           |
| 株式公開費用       | 9,838   |           |
| その他          | 189     | 39,317    |
| 経常利益         |         | 1,052,460 |
| 税引前当期純利益     |         | 1,052,460 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 376,234 |           |
| 法人税等調整額      | 32,865  | 409,100   |
| 当期純利益        |         | 643,360   |

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |              |                  |                  |                  |                  | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|---------|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金    |                  | 利 益 剰 余 金        |                  |                  |             |
|                         |         | 資 本<br>準 備 金 | 資 本 剰 余<br>金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金  |                  | 利 益 剰 余<br>金 合 計 |             |
|                         |         |              |                  | 特 別 償 却<br>準 備 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |                  |             |
| 当 期 首 残 高               | 47,619  | 17,619       | 17,619           | 1,848            | 1,125,826        | 1,127,674        | 1,192,912   |
| 当 期 変 動 額               |         |              |                  |                  |                  |                  |             |
| 新 株 の 発 行               | 930,258 | 930,258      | 930,258          |                  |                  |                  | 1,860,516   |
| 特別償却準備金の取崩              |         |              |                  | △369             | 369              | -                | -           |
| 税率変更による特別償却準備金の調整額      |         |              |                  | 101              | △101             | -                | -           |
| 当 期 純 利 益               |         |              |                  |                  | 643,360          | 643,360          | 643,360     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |              |                  |                  |                  |                  |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 930,258 | 930,258      | 930,258          | △267             | 643,627          | 643,360          | 2,503,876   |
| 当 期 末 残 高               | 977,877 | 947,877      | 947,877          | 1,580            | 1,769,454        | 1,771,034        | 3,696,788   |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|------------------------|-----------|
|                         | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益   | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | -               | -                      | 1,192,912 |
| 当 期 変 動 額               |                 |                        |           |
| 新 株 の 発 行               |                 |                        | 1,860,516 |
| 特別償却準備金の取崩              |                 |                        | -         |
| 税率変更による特別償却準備金の調整額      |                 |                        | -         |
| 当 期 純 利 益               |                 |                        | 643,360   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △783            | △783                   | △783      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △783            | △783                   | 2,503,092 |
| 当 期 末 残 高               | △783            | △783                   | 3,696,004 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### たな卸資産

- ・仕掛品、未成工事支出金、販売用不動産、製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 3年～15年  |
| 構築物       | 10年～15年 |
| 機械及び装置    | 20年     |
| 車両運搬具     | 2年～6年   |
| 工具、器具及び備品 | 5年～15年  |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売掛金・完成工事未収入金・貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、不動産等販売高・完成工事高に対する将来の補償見込額を過去の補償割合に基づいて計上しております。

##### ③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

- ・株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
- ・社債発行費 支出時に全額費用処理しております。
- ・開業費 5年間で均等償却しております。

② ヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金
- ・ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ・ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 売掛金    | 6,831千円   |
| 販売用不動産 | 169,867千円 |
| 機械及び装置 | 249,386千円 |
| 計      | 426,085千円 |

上記のほか、Fit神山町メガソーラー発電所より将来発生する売電収入債権を担保に供しております。

② 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 32,736千円  |
| 長期借入金         | 431,726千円 |
| 計             | 464,462千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 154,102千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 4,270,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 一株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
  - ① 配当金支払額等  
該当事項はありません。
  - ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの  
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 一株

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金の資金使途は運転資金及び設備投資資金であり、変動金利による借入金は金利変動リスクに晒されております。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、住宅事業の取引は現金決済をもって完了するため、原則として営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金等は発生しません。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関するリスク管理方針に従い、管理本部が決裁担当者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                | 貸借対照表<br>計上額 (※1) | 時価 (※1)     | 差 額      |
|----------------|-------------------|-------------|----------|
| (1) 現金及び預金     | 2,844,376千円       | 2,844,376千円 | －千円      |
| (2) 売掛金        | 512,524           | 512,524     | －        |
| (3) 買掛金        | (669,576)         | (669,576)   | －        |
| (4) 長期借入金 (※2) | (1,080,926)       | (1,091,238) | (10,312) |
| (5) 未払法人税等     | (197,397)         | (197,397)   | －        |

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(3) 買掛金及び(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内        | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 2,844,376千円 | －千円         | －千円          | －千円  |
| 売掛金    | 512,524     | －           | －            | －    |

3. 短期借入金並びに長期借入金の決算日後の返済予定額

|              | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超       |
|--------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 長期借入金<br>(※) | 182,076千円 | 182,076千円   | 172,716千円   | 139,909千円   | 87,500千円    | 316,649千円 |

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 貸倒引当金           | 2,006千円   |
| 完成工事補償引当金       | 7,567千円   |
| 賞与引当金           | 8,622千円   |
| 未払金             | 2,358千円   |
| 資産除去債務          | 16,482千円  |
| 未払事業税           | 5,906千円   |
| その他             | 3,862千円   |
| 繰延税金資産小計        | 46,804千円  |
| 評価性引当額          | 18,489千円  |
| 繰延税金資産合計        | 28,315千円  |
| 繰延税金負債          |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △13,079千円 |
| その他             | △1,959千円  |
| 繰延税金負債合計        | △15,038千円 |
| 繰延税金資産の純額       | 13,276千円  |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率               | 32.83% |
| (調整)                 |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.09%  |
| 住民税均等割               | 0.60%  |
| 留保金課税                | 5.92%  |
| 税額控除                 | △1.08% |
| 評価性引当額の増減            | 0.16%  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.17%  |
| その他                  | 0.18%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 38.87% |

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなったこと、及び、当事業年度中に当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税適用法人になったことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.03%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.69%、平成30年4月1日以降のものについては30.46%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類                     | 会社等の名称又は氏名        | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容             | 取引金額(千円) | 科目   | 期末残高(千円) |
|------------------------|-------------------|----------------|-----------|------------------|----------|------|----------|
| 主要株主(個人)及びその親権を有する子(含) | (株)スズケン&コミュニケーション | -              | 不動産賃借     | 不動産賃借料の支払(注2(3)) | 6,756    | 前払費用 | 259      |
|                        |                   |                | 不動産の購入    | 土地建物の購入(注2(4))   | 85,800   | -    | -        |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 当社の銀行借入及び社債に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。
  - (2) 当社の土地賃貸借取引契約に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払いは行っておりません。
  - (3) 不動産賃借料については、市場価格を参考にして決定しております。
  - (4) 土地建物の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 865円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 197円27銭 |

(注) 当社は、平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております

9. 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

比率については、表示桁未満の端数がある場合にはこれを四捨五入しております。

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年7月29日

株式会社 フィット

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 隆 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勢 志 元 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィットの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。ただし、当事業年度においてコンパクトソーラー発電所の売上高について、引渡日が明確にまたは蓋然性をもって説明できる案件以外は、系統連系日をもって売上計上する処理を行うこととしております。事業報告に記載のとおり、取締役は財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備があると評価しておりますが、事業報告及び平成28年6月25日付開示資料「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、第三者調査委員会より再発防止に向けての提言を受けており、取締役においては内部管理体制及び業務体制の見直しも含めた再発防止策の具体化に取り組んでおります。なお、当期の計算書類の適正性には影響が生じておりません。監査役会としましては、今後も継続的な改善状況について監視及び検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、会計監査人 有限責任監査法人トーマツから、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制について重要な不備があることを踏まえたうえで、会計監査を行った旨の報告を受けております。

平成28年8月2日

株式会社フィット 監査役会

常勤社外監査役 石井 達久 ㊟

社外監査役 二瓶 直和 ㊟

社外監査役 川人 洋一 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

平成28年3月期決算において、売上計上の時期に関する会計処理に疑義が生じた件に関して、当社における内部管理体制に不備があったものの、取締役会及び監査役会の監査・監督機能が十分に機能せず、改善が図られませんでした。そこで、より実効的な監査・監督を可能とするべく、当社は、監査等委員会設置会社へと移行いたします。

監査等委員会の構成員である監査等委員の過半数は社外取締役である必要があること、監査等委員には監査等委員以外の取締役の選任・解任、報酬等への意見陳述権及び取締役会における議決権があること、監査等委員は適法性監査に加えて妥当性監査も行うこと等から、当社は、監査等委員会設置会社に移行することにより、コーポレートガバナンスの強化を図ることができると考えております。つきましては、監査等委員会設置会社に移行するため、これに伴う必要な規定の変更を行うものであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                          |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総 則                        | 第1章 総 則                        |
| 第1条～第3条 (条文省略)                 | 第1条～第3条 (現行どおり)                |
| (機 関)                          | (機 関)                          |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会                       | (1) 取締役会                       |
| <u>(2) 監査役</u>                 | (削除)                           |
| <u>(3) 監査役会</u>                | <u>(2) 監査等委員会</u>              |
| <u>(4) 会計監査人</u>               | <u>(3) 会計監査人</u>               |
| 第5条 (条文省略)                     | 第5条 (現行どおり)                    |
| 第2章 株 式                        | 第2章 株 式                        |
| 第6条～第12条 (条文省略)                | 第6条～第12条 (現行どおり)               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会<br/>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">2 （条文省略）<br/>3 （条文省略）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">2 （条文省略）<br/>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会<br/>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2 （現行どおり）<br/>3 （現行どおり）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">2 （現行どおり）<br/>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第22条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)<br/>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p><u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)<br/>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)<br/>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)<br/>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会<br/>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p><u>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第41条～ 第42条 (条文省略)<br/>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)<br/>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第37条～ 第38条 (現行どおり)<br/>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の第 8 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> |

## 第2号議案 剰余金の配当の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、第8期の期末配当につきましては、普通配当に記念配当（上場記念）を加えたいと存じます。

また、当期において、当社における売上計上時期に関する会計処理について疑義が生じた件に関し、株主の皆様にも多大なるご迷惑とご心配をおかけしていることを重く受け止め、当社代表取締役の鈴江崇文、当社取締役の尾崎昌宏及び株式会社エフピーライフ（鈴江崇文の資産管理会社）より、当期の期末配当請求権（剰余金の配当決議により配当財産の額が確定する前のもの）を放棄したいとの申し出がありました。当社といたしましては、この申し出を受けて、期末配当請求権を放棄した上記株主3名を除く株主の皆様に対し、以下のとおり、平成28年7月21日を基準日とする期末配当を実施させていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金24円（普通配当19円、上場記念配当5円）といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は25,680,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年8月31日といたしたいと存じます。

**第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | すず え たか ふみ<br>鈴 江 崇 文<br>(昭和48年12月8日)  | 平成9年4月 三井ホーム㈱入社<br>平成13年5月 ㈱スズコー（現㈱フィットスマイル）取締役就任<br>平成13年10月 ゴーイングホーム㈱（現㈱LIXIL住宅研究所）入社<br>平成14年8月 ㈱スズケン工業（現㈱スズケン&コミュニケーション）取締役就任<br>平成15年10月 同社 取締役営業推進部長就任<br>平成20年10月 同社 代表取締役就任<br>平成21年4月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）<br>平成22年2月 ㈱フィットステーション（現㈱フィットスマイル）代表取締役就任 | 640,000株   |
| 2     | お ぎ き ま き ひろ<br>尾 崎 昌 宏<br>(昭和40年4月1日) | 平成4年10月 中央新光監査法人入所<br>平成9年1月 尾崎公認会計士事務所代表就任（現任）<br>平成14年3月 アルファグループ㈱取締役就任<br>平成17年5月 デイップ㈱監査役就任<br>平成19年6月 ㈱イオレ取締役就任<br>平成25年7月 ㈱フロンティアインターナショナル執行役員就任<br>平成25年12月 当社顧問就任<br>平成26年1月 当社取締役就任<br>平成26年4月 当社取締役管理本部長就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>尾崎公認会計士事務所代表      | 160,000株   |

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | さ<br>佐<br>えき<br>伯<br>たか<br>卓<br>ひこ<br>彦<br>(昭和35年6月14日) | 昭和60年4月 ダイア建設㈱入社<br>平成4年2月 愛媛セキスイハイム㈱入社<br>平成11年5月 ㈱スズケン工業(現㈱スズケン&コミュニケーション)入社<br>平成22年4月 当社入社 住宅ネットワーク事業担当<br>平成24年4月 当社統括本部FC運営室いえとち本舗FC加盟店サポート担当<br>平成26年4月 当社社長室長就任<br>平成27年4月 当社事業開発室室長就任<br>平成27年8月 当社執行役員 事業本部副本部長就任<br>平成27年10月 当社資産形成事業部部長就任<br>平成27年11月 当社取締役資産形成事業部部長就任(現任) | 一株         |

- (注) 1. 鈴江崇文氏は、当社の経営を支配する者であります。  
2. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における監査役全員が任期満了となります。つきましては、新たに監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 川崎和久<br>(昭和41年2月10日)      | 平成元年4月 日本特殊陶業(株)入社<br>平成12年1月 (株)ウェブサーブ入社<br>平成15年4月 (株)アルゴ21(現キヤノンITソリューションズ(株))入社<br>平成19年12月 K3クリエイティブ代表就任<br>平成24年10月 当社顧問就任<br>平成25年4月 (株)FTC・コンサルティング代表取締役就任(現任)<br>平成25年6月 (株)三洋堂ホールディングス顧問就任(現任)<br>平成26年1月 当社社外取締役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)FTC・コンサルティング代表取締役<br>(株)三洋堂ホールディングス顧問 | 一株         |
| 2     | ※<br>二瓶直和<br>(昭和53年8月27日) | 平成11年4月 アルファグループ(株)入社<br>平成18年6月 新創監査法人入所<br>平成25年10月 二瓶公認会計士事務所代表就任(現任)<br>平成26年4月 当社社外監査役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>二瓶公認会計士事務所代表                                                                                                                                                             | 一株         |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-----------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | ※<br>鎌倉晴久<br>(昭和25年7月2日)  | 昭和49年4月 国際電信電話(株)入社<br>平成4年7月 KDD America, Inc副社長就任<br>平成12年12月 クエストジャパン(株)事業開発部長就任<br>平成15年7月 (株)ビジネスデザイン研究所 理事 商品開発部長就任<br>平成16年6月 同社常務取締役就任<br>平成19年9月 (株)ワイズノット取締役就任<br>平成21年1月 コスモシステム(株)取締役事業本部長就任<br>平成23年6月 同社首都圏業務部長(現任) | 一株         |
| 4         | ※<br>井内秀典<br>(昭和35年5月23日) | 平成3年4月 徳島弁護士会登録<br>平成3年4月 いのうち法律事務所代表就任(現任)<br>平成8年4月 徳島弁護士会副会長就任<br>平成13年4月 徳島弁護士会副会長就任<br>平成20年4月 徳島弁護士会会長就任<br>(重要な兼職の状況)<br>いのうち法律事務所代表                                                                                       | 一株         |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 川崎和久氏、二瓶直和氏、鎌倉晴久氏及び井内秀典氏は社外取締役候補者であります。
4. 各氏を社外取締役候補とした理由は、以下のとおりです。
- (1) 川崎和久氏は、コンサルティング会社の経営者としての幅広く高度な見識及び経験を有していることから、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年7ヶ月であります。
- (2) 二瓶直和氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識・幅広い識見から当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
- (3) 鎌倉晴久氏は、これまで企業経営及びに事業経営で培われた豊富なビジネス経験と幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に様々なご指導をいただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (4) 井内秀典氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、平成20年4月より徳島弁護士会会長を務められるなど、弁護士としての高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
5. 鎌倉晴久氏及び井内秀典氏が社外取締役に就任した場合に、当社は東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。  
なお、現社外取締役の川崎和久氏及び現社外監査役の二瓶直和氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
6. 当社と候補者川崎和久氏及び二瓶直和氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。  
両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。  
また、鎌倉晴久氏及び井内秀典氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
当社の取締役の報酬額は平成26年1月31日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内と定めることとさせていただきますと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役は0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

**第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額100,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区神南一丁目12番13号  
渋谷シダックスビレッジ7階（シダックスEホール）  
電話番号：03-5784-8830



〔交通〕 JR山手線  
東急東横線  
京王井の頭線  
東急田園都市線  
地下鉄銀座線  
地下鉄半蔵門線  
地下鉄副都心線  
各線渋谷駅ハチ公口から徒歩10分

〔お願い〕 会場には駐車場はございませんので、お車でのご来場は  
ご容赦賜りたくお願い申し上げます。